

**地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の
山口県が定める基準を満たす研修等の開催について**

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本(山口県)介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

- ◆ 令和元年度実施研修（令和元年5月8日現在）
 - ※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。
 - ※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.6】

研修名称	認知症当事者への支援とそれを支える家族の支援について
日程	令和元年6月18日(火)午前10時から午後4時
申込期間	令和元年5月8日(水)～ 令和元年5月31日(金)
内容	講義・グループワーク 認知症当事者を取りまく現状と課題 若年性認知症を取り巻く現状と課題 多職種連携の重要性 地域包括ケアシステムの中での認知症支援 主任介護支援専門員として地域支援を展開するポイント
対象者	(主任)介護支援専門員
研修実施機関	下関市介護支援専門員連絡協議会
研修に関する 問い合わせ先	(所属)下関市介護支援専門員連絡協議会 (氏名)畑野 和江 (電話)083-287-2870
備考	開催要項掲載先:山口県介護支援専門員協会HP (http://www.y-cma.jp/index/page/id/860)